

インターンシップ促進助成金 よくある質問 (Q&A)

項目	質問事項	回答内容
対象	行政機関が実施するインターンシップに参加する場合は対象になりますか。	対象になりません。
	私立学校での教育実習は対象になりますか。	資格や免許を取得するために必要な実習及び内定後の研修は対象外としています。教育実習は、教育職員免許状の授与を受けるために修得が必要な科目であり、就業体験を目的としたインターンシップとは異なることから、対象になりません。
対象経費	補助対象経費となるものを具体的に教えてください。	鉄道、航空機、船舶、バスの料金及び市内移動に使用したタクシー料金や、市外居住の方が市内宿泊施設に宿泊した場合の料金が対象となります。なお、宿泊施設での食事料金は宿泊プランとセットになっている場合のみ対象となります。 (タクシー料金は10,000円限度、宿泊費は3,000円/1泊限度)
	居住地から市内にある実家に一旦移動し、そこから市内事業所のインターンシップに参加した場合の交通費は対象になりますか。	対象になります。ただし、助成金の対象となるのは、インターンシップ参加期間（前後の移動日含む）における交通費で、実家への移動がインターンシップの参加を目的としたものである必要があります。
	タクシーの利用は補助対象として認められますか。	市内移動に利用したもののみ対象となります。なお、インターンシップ参加期間（前後の移動日含む）において、10,000円が上限となります。また、タクシーを利用した経費を明らかにする領収書などの提出が必要です。
	実家で宿泊し、複数の事業所のインターンシップに参加しました。実家とそれぞれの事業所を往復した際の交通費は対象になりますか。	対象となります。ただし、実家への移動及び実家と事業所との往復がインターンシップの参加を目的としたものである必要があります。
	食費は対象となりますか。	宿泊施設を利用する場合で、宿泊プランとセットになっている場合のみ対象となります。
	宿泊施設を利用した場合、市内居住の学生も対象となりますか。	対象になりません。市外に居住する学生が対象となります。
提出書類	経費（交通費・宿泊費）の領収書を紛失してしまいましたが、申請できますか。	支出した金額を証明できない場合は、助成金を受けることができませんので、領収書等は申請時まで大切に保管して下さい。申請の際には、支出した経費に係る領収書や切符等の写しなど支払いを証明できるものを添付していただく必要があります。（申請に係る書類は申請者に返却しません）。
	交通費や宿泊費を支払ったことを証明できる書類とは、どんな書類が認められますか。	以下の書類は、証明書類となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・切符を購入した際の領収書、クレジットカードの明細</li> <li>・宿泊費を支払った際の領収書、クレジットカードの明細</li> <li>・切符の写し（使用した切符を撮影した写真でも可）</li> <li>・ICカード (Suica、Pasmoなど) の利用履歴を印刷したもの</li> <li>・その他、移動に要した費用及び移動経路が分かるもの</li> </ul> ※ バスを利用する場合はお問い合わせください。